

2020年3月27日

各位

会社名 アライドアーキテクト株式会社  
 代表者名 代表取締役 CEO 中村 壮秀  
 (コード番号: 6081 東証マザーズ)  
 問合せ先 経営企画室長 大野 聡子  
 (TEL 03-6408-2791)

**新株予約権（有償ストック・オプション）の消却及び消滅に関するお知らせ**

1. 新株予約権（有償ストック・オプション）の消却

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり新株予約権を消却することを決議しましたので、お知らせいたします。

(1) 消却の対象となる新株予約権の内容

第 11 回新株予約権

(1) 残存する新株予約権の総数	930 個（発行時 1,400 個）
(2) 残存する新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 279,000 株
(3) 新株予約権の発行価額	1 個当たり 100 円
(4) 新株予約権の行使価額	1 株当たり 709 円
(5) 消却する新株予約権の数	20 個
(6) 新株予約権の消却日	2020 年 3 月 31 日
(7) 消却後の残存する新株予約権の数	910 個

第 16 回新株予約権

(1) 残存する新株予約権の総数	1,875 個（発行時 2,400 個）
(2) 残存する新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 187,500 株
(3) 新株予約権の発行価額	1 個当たり 500 円
(4) 新株予約権の行使価額	1 株当たり 906 円
(5) 消却する新株予約権の数	90 個
(6) 新株予約権の消却日	2020 年 3 月 31 日
(7) 消却後の残存する新株予約権の数	1,785 個

第 17 回新株予約権

(1) 残存する新株予約権の総数	2,360 個（発行時 2,400 個）
(2) 残存する新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 236,000 株
(3) 新株予約権の発行価額	1 個当たり 500 円
(4) 新株予約権の行使価額	1 株当たり 906 円
(5) 消却する新株予約権の数	300 個
(6) 新株予約権の消却日	2020 年 3 月 31 日
(7) 消却後の残存する新株予約権の数	2,060 個

(2) 消却の対象となる新株予約権の内容

付与対象者である従業員の退職により、各回次の新株予約権の発行要領中の無償取得事由に該当し、自己新株予約権となったものがありますので、これを消却することを決

議いたしました。

- (3) 新株予約権の消却日  
2020年3月31日

- (4) 業績に与える影響  
本件が当社グループの連結業績に与える影響は軽微であります。

## 2. 新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅

以下のとおり、当社及び従業員、当社子会社取締役及び従業員並びに社外協力者に対して有償にて発行いたしました第9回新株予約権及び第10回新株予約権のすべてが消滅することとなりましたので、お知らせいたします。

- (1) 消滅の対象となる新株予約権の内容

### 第9回新株予約権の概要

(1) 発行決議日	2014年9月17日
(2) 新株予約権の割当対象者	当社取締役、当社従業員、社外協力者
(3) 新株予約権の行使期間	2014年10月22日から2021年10月21日
(4) 新株予約権の行使価額	1個当たり561円
(5) 消滅する新株予約権の数	785個
(6) 消滅後の新株予約権の数	0個

### 第10回新株予約権の概要

(1) 発行決議日	2015年11月13日
(2) 新株予約権の割当対象者	当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役、当社子会社従業員
(3) 新株予約権の行使期間	2017年4月1日から2021年10月21日
(4) 新株予約権の行使価額	1個当たり207円
(5) 消滅する新株予約権の数	1,466個
(6) 消滅後の新株予約権の数	0個

- (2) 新株予約権消滅の理由

当社が発行いたしました上記新株予約権につきましては、新株予約権の行使の条件を満たさなくなったため、当該新株予約権のすべてが消滅するものであります。

<当該新株予約権の行使条件（一部抜粋）>

#### 第9回新株予約権

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成27年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が10億円を超過した場合に、業績判定水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日以降、行使期間の末日まで行使することができる。

#### 第10回新株予約権

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成28年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が金10億円を超過した場合に、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日以降、本新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権の消滅日  
2020年3月27日

(4) 業績に与える影響  
本件が当社グループの連結業績に与える影響は軽微であります。

以上